

谷口委員

最初に、かながわ県民センターについてお伺いしていきたいと思います。

資料の 2 ページのところ、建物について（イ）の検証の中の c 財政負担の項目の中に、建物を存続し、会議室等の一部を現在借上げビルに入っている他の県機関を受け入れることで、借上げ費用の軽減が期待できるとありますけれども、これは具体的には文字どおり会議室を一部閉鎖して、県の機関を入れることも視野に入れるという理解でよろしいのでしょうか。

行政改革課長

会議室の利用状況は、利用者数全体の約 5 割を占めておりますので、そうしたことも含めて検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

それでは、機能についての、一番下の 2 行に、今後、活動範囲が市町村域内にあるような団体への支援等は市町村に移行し、広域的に活動する団体や、NPO を支援する団体などへの支援に段階的に重点化する方向で見直しを行うというふうにあります。これは、先ほど言いました会議室の利用についても、その登録団体への支援を広域的に活動しているところとか、ここに書かれているものに絞り込んでいくということを検討していくという理解でよろしいですか。

行政改革課長

かながわ県民センターの入庁機関、またそこにある、いろいろな会議室、ホール等の施設全体をどのように考えていくかは、正にこれからの検討になるかと考えております。会議室、一般の会議室もございますし、また、かながわ県民活動サポートセンター関係でこれのミーティングルーム等、そうしたものも設置してございます。そうしたものを全て改めて県としての役割は何なのかと、そういう観点から検証してまいりたいと考えているところでございます。

谷口委員

それで、5 ページの利用状況等のところに、先ほどおっしゃられたように、利用率が会議室は約 5 割でよろしいのでしょうか。

行政改革課長

約 5 割超などが会議室の利用者ということになってございます。

谷口委員

では、その利用率が 5 割を若干超えるぐらいあるということと、あと年間で、全体で 150 万人の利用者があるという中で、特にこの 5 ページのところに、わざわざかながわ県民活動サポートセンターの利用登録団体の代表者のうち、横浜市在住の方が約 7 割という現状であると、わざわざ特出しをして書いているということは、明らかに横浜市地域に限定して活動していらっしゃる方は横浜市の施設を利用してくださいねというふうに読めるんですけども、この辺、なぜこう特出しして書いたのかについてお伺いしたいと思います。

行政改革課長

かながわ県民センター、また県民活動サポートセンターということで、対象

は全県民というところがまず大前提であろうかと思えます。そうした中で、県民センター全体の利用状況を把握するときの適当なデータといたしましては、このかながわ県民活動サポートセンターの利用登録団体の代表者の市町村別割合というところしか私どもちょっと把握ができなかったものでございますから、このデータを出させていただいております。この数字につきましては、あくまでも代表者の方が横浜市に在住ということでございまして、活動範囲が、横浜市内限定なのか、全県なのかというところまでは承知してございません。

谷口委員

そうであれば、下の一覧表には出すのはある意味資料としては必要なのかもしれないんですけども、わざわざ特出しする必要もないのではないかなということを一言言っておきたいと思えます。

それから、やはりここは多くの方が使われているところでありまして、横浜市の方々中心みたいに思える書き方については、私は大きな疑問を持っているということは一言申し添えておきたいと思えます。

それでもう一点、3ページの機能についてのcの、災害発生時のボランティア支援、帰宅困難者一時受入等の対応拠点ということで、そういう機能を強化しているという視点が書かれておりますけれども、ちょっと事実確認というか施設の確認なんですけれども、この県民センターというのは非常用電源というのは付いているんでしょうか。

財産経営課長

私どもで承知している範囲では現在、非常用電源は付いてございますけれども、新たに東日本大震災以降、横浜市の方から津波避難、それから帰宅困難者受入れということを指定されましたので、聞き及んでいる中では、従来の非常用電源の容量では不足するであろうということなので、今後増設の工事は必要になってくるのではなかろうかということでございます。

谷口委員

その非常用電源というのはどこに設置されているんですか。

財産経営課長

主に、今までは機械室、設備室の地下2階、地下1階が駐車場でございますので、地下2階に設置されているということでございます。

谷口委員

それで、地下2階に同じように増設するんですか。

財産経営課長

これから設計等をされると承知しておりますので、今の現在のところ、地下2階へそのまま設置するかは私どもではお答えできない状況でございます。

谷口委員

まだ検討中ということですか。

財産経営課長

そのとおりであります。

谷口委員

非常に横浜駅に近いということで、帰宅困難者の方にも拠点としては有用だとは思いますが、県の津波浸水予測図マップを見ますと、今日改めて県のホ

ームページから抜き出してきたんですけれども、慶長型地震では県民センターも浸水域の中に入っているんですね。そうすると、一つは非常用電源については地下2階に置いたままにしておく、いざというときに電気が通じない、電気が使えないということも考えられますので、今後増設の際には、若しくはいち早く浸水されないところに移すべきではないかというふうに思います。

それと、それに併せて、この慶長型では県民センターも浸水してしまうということで、どこまでかというのは、この色分けでははっきり分からないんですけども、いずれにしてもそうなった場合には帰宅困難者の拠点としては使えませんので、その辺のこともしっかり検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

財産経営課長

現状で、当初の施設ですけれども、防潮板が設置できることになってございますので、一定の対策はとっているという考えを持ってございますが、新たに津波浸水ということもございますので、今後県民局を中心に検討されるものと承知してございます。

谷口委員

その防潮板でどの程度防げるんでしょうか。

財産経営課長

実際に津波が来てというような最近のシミュレーションみたいなことまではされてございませんので、その津波の高さは、施設ができた後から津波浸水の高さは決まっておりますので、実際にそういったところの、今まで過去に経験等はございませんので、私どもでどの程度できるかということについてはちょっとお答えにくい状況でございます。

谷口委員

この浸水予測図で、慶長型地震クラスの想定では、県民センターはどのくらいの浸水になるかというのを分かっている方はいらっしゃいますか。

財産経営課長

今回、県土整備局で出されているマップ、今、委員もお示しいただいたところにつきましては私どもも承知しているところでございます。

谷口委員

では、是非、想定外ということがないように対策をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、ちょっと根本的なところなんですけれども、県民センターは築40年ということで、かなり老朽化、ビルとしても古くなっているわけですけれども、あとどれくらい使えるんでしょうか。

財産経営課長

今年築40年を迎えるということでございます。今までも一定の細かい修繕工事等をしてまいりました。それから、今回御協議いただいております空調設備の更新ということでございまして、他の施設等のそういった修繕等の経過等を見ますと、それなりの修繕、維持管理がなされてきたと思ってございますので、これからどのくらいという精緻な数字は申し上げられませんが、今回のそういった更新等を行えば、私どもが目指している長寿命化の60年とい

うところ、ですから、引き算しますと 20 年程度は、これからも修繕等を加えていくということが条件になりますけれども、そういったことで可能になってくるだろうと思っております。

谷口委員

大切に使っていけば、あと 20 年使えるということですね。

私は今回、いろいろな様々な見直しは、県の財政を立て直す上で一定の理解はしますけれども、今回、例えば入札にしても混乱がありました。結局、やめたけれども、また検討し直してやりますというようなことがあって、これに要した様々なコストというか、人的なコストも含めて大きかったと思うんです。そういう意味では、あと 20 年使えるわけですから、この 20 年間のある程度今後の計画をしっかりと、基本的な方針も含めて立てていった方が最終的にはコストとしては安く済むのではないかなというふうに思いますので、その辺のことを検討いただきたいと思います。

次に、緊急財政対策本部のことについてお伺いしたいと思いますけれども、この別添の資料の中で 2 ページに、イの方向性として、次の視点から、施設ごとに方向性を検討するというふうにあります。例えば、設置目的・設置根拠とか、また、施設管理手法の検討とか経営改善に向けた取組等々を書かれているわけでありましてけれども、これまでも県として様々な県庁改革の取組をされてこられたかというふうに思います。例えば平成 21 年度からは県庁改革基本方針、また直近では、その下で改革戦略プランとか様々な改革をしてきたと思うんですけれども、こういった視点というのはこれまで、こういう県庁改革を行う中では既に私は検討してきたことだろうと思うんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

行政改革課長

確かに、委員が言われるように、一つ一つの方向性、視点というのはその年々、時々の検討の中で検討してきたことはあったかと受け止めております。ただ、今回の抜本的な見直しというところで、施設全体、全県的に改めて見直すという中で視点をこういうふうに並べさせていただきまして、全ての県有施設について一つ一つ改めて検証させていただくということを受け止めているところでございます。

谷口委員

そうすると、今まで、では何を一生懸命やっただけでこられたのかなと、やってきた成果もあるんでしょうけれども、こういったことになかなか手が着けられずに、この際というような、そんな感じもいたしますので、これまでの取組についてどう評価しているのか、改めてお伺いしたい。

行政改革課長

例えば、こちらのお手元の資料の視点で幾つか並べさせていただいてございます。これまでの取組は、どちらかというところ、例えば出先機関なりなんなりを見直していくときに、まずその機能の在り方、そういったところから入ってきたケースが多かったのではないかなと思っております。今回、こちらにも示させていただいておりますけれども、例えば施設更新の時期、また、今後かかる費用負担、そうしたことも勘案いたしますし、また移転集約化によって県有財産

をより有効に活用できないかと、そうした視点も打ち出させていただいております。それらをトータルで、総合的に見ていくというところが今回改めて抜本的に見直すという趣旨になろうかと考えているところです。

谷口委員

納得しているわけではありませんけれども、今までやってきたことに対して、これまでやるべきだったものに、なぜ今なのかというのはまだ疑問が残るところであります。

そしてもう1点、補助金について1点だけお伺いしておきたいと思います。

特に、少額補助金については、その必要性を厳格に検証して見直すというふうにあります。また、資料の3ページの下の方にも、一般に費用対効果が低いと考えられることから、そういうふうには書き込んでいます。実際、福祉団体等は、会費を集めればいいのではないかという議論も調査会の中ではあったようでありますけれども、やはりこの補助金を頂かないと、実際に会として運営は厳しいところもたくさんあるというふうには聞いていますし、そういう声も実際に伺っております。そういう意味で、私は少額だからといって厳しく見るというのはどうかなと思っております。その点について、少額補助金の考え方についても一度県のお考えをお伺いしたいと思います。

予算調整課長

少額補助金については、かねてより見直しと申しますか、基本的に少額補助金はその交付する金額に比べてその生み出されるメリットが一般的にございますが、低いのではないかとということから、少額補助金は以前よりできるだけ抑えていこうではないかと、そういった考え方で県としても取り組んできたところでございます。

実際、少額といえ、あるいは多額の補助金とはいえ、例えば補助金の申請の手続あるいは精算の手続、又はその交付手続、様々な手続がございますが、その量は多少変わるとはいえ、トータルではやはりそういったコストは社会的な費用として計上されるものでございます。

そういったことも考えますと、一定の少額の補助金というのはやはり何らかの格好でもう一度見直すべき存在なのではないかというふうには思っております。ただ、助成を受ける団体の規模ですとかあるいは見直しの影響なども、これも勘案するなど、個々の状況ですが、それもやはりある程度考慮すべき場合も、これはあろうかと思っております。その団体の存否ですとか、あるいはそれに代わる財源の手当ですとか、個別にまた御相談させていただきつつ、一定の見直し、これはやはり進めていくべきではないかなと、そんなふうには考えているところでございます。

谷口委員

これは要望ですけれども、今課長がおっしゃられたように、その規模、それから影響、今回のことが与える影響等を勘案してくださるということですのでけれども、その点しっかり当該団体とも意見交換をしながら、ばっさりやるようなことは是非ないようお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、県営住宅についても、これも要望ですけれども、今回の県としての対応の取り組む方向性についての中には県営住宅というのは具体

的な書き込みはありませんけれども、調査会の方では、例えば県の直営方式から民間賃貸住宅借上方式とか家賃補助方式等への転換ということを明確に調査会の方では中間意見の中で言われております。県が運営する必要性が低下した住宅については廃止ということで、この決定については、前のこの委員会でも申し上げましたけれども、私の地元、大和市でもいちょう団地はじめ多くの県営住宅がありまして、そこの中の方々というのはやはり高齢者の方が本当にたくさんいらっしゃいます。そういう方々に例えば民間賃貸住宅借上げのところにいらっしゃいますとか、若しくは家賃補助しますから民間の方に入ってくださいというのは、なかなか現状は本当に厳しいということだけは理解しておいていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、これからの神奈川県の内政について2点だけお伺いしたいと思っております。

1 ページの最後のところに、「神奈川のことは、神奈川自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」地域主権型社会の実現とあります。その一方で、国については外交とか金融とか防衛とか、そういう視点で統一的にやらなければいけないことに特化してもらおうというふうに書かれておりますけれども、これは具体的に例えば社会保障等について、例えば年金や医療や介護やそういったところも、これを読んだ限りでは県の方で、地方の方で引き受けましょうという理解になるわけですが、この辺についてはどういうお考えなんですか。

広域連携課長

今、委員からお話のございましたように、この資料では非常に大きな方向だけを書かせていただいておりますので、個々の分野についてはどのような形がふさわしいのか、様々な検討が必要だと考えております。今お話しのございました社会保障の分野につきましても、非常に多様な出先事務が含まれております。今お話しがございましたように年金制度、それから医療、あるいは保育の分野等々、対象の方々も異なりますし、必要な施設等も全く異なっているということがございます。一般的には、年金制度につきましても、国全体の基本的な考え方ということで、国単位での制度がふさわしいというふうに言われておりますし、片方では、例えば国民保険制度のような部分については市町村単位で今運営されている。そういったものについては病院等の施設あるいは対象となる方々の事情が地域によって大きく異なるということから、一定の地域で、エリアでの運営が必要だろうというような議論もされているところでございます。

そういったことも含めまして、引き続き道州制をにらんだ中で、国と地方の役割分担についてしっかりと検討が必要だろうと考えております。

谷口委員

年金については国レベルで残す可能性もあるというようなお話でした。

それに関連して、8ページに、一番大事なところの、財政の自立というのがあるんですけども、この中には、県が主体的に税の交付金とか県債等を使って確保しようとする。また、地方消費税の税率のアップとか、それから所得税から住民税への移譲とかということも含めて財源を確保していくというふうな書か

れ方をしているわけでありませけれども、例えば先ほどの社会保障の部分で年金、医療、介護とか様々な社会保障の部分というのは、今年度の平成 24 年度予算でも、大体 18 兆円ぐらいあるわけですね、これは国全体ですけれども、そういうものを地方が受け入れたら、かなり税源を移譲してもらわないと、それを運営していくというのは難しいわけですね。ただ、一方で、国の毎年の予算のうち半分は借金で賄っているという中で、これだけの、例えばこのあり方の中にあるように、神奈川はもういろいろなことを全て引き受けますと、財源もくださいといったときに、国は半分借金ですから、実際は県債をかなり発行して、若しくは臨財債を発行してやらなければ、財政の自立というのはできないのではないかなというふうに思うんですね。その辺のところをもう少しあり方の中に書き込んでいかないと、何か砂上の楼閣ではないですけども、足元のところがきちっと固まらないと、こういうふうに財源は確保していきまうということがないと、その上の、特区を使うとかいろいろなことを書かれていますけれども、何か砂上の楼閣で議論だけしているような、そんなイメージにもなるかと思うんです。

そういう意味で、是非、この財政の自立のところにもそういう踏み込んで様々なことを書き込んでいく、その上で県のこのあり方ということにももう少し具体的に書いていくということが必要になるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

広域連携課長

今、委員からお話しございました件というのは、正にそのとおりだろうと私どもも考えております。今、権限の移譲ということを中心に、このあり方とさせていただきましたけれども、財源の移譲を前提での議論でございます。権限だけ来ても大きな事業を行うためには相当な財源が必要でございます。そういったものをいかにセットで地方に持ってくるか。それはその時点、大きくは今委員のお話がありましたような国の財政状況ということも時々によって違ってくる、20 年前であれば国の借金ということも今のような規模にはなっていなかった。ところが、今のような状態になって、これが長期的にもそういう状況が変わらないということであれば、そういうことを前提とした地方自治の在り方というものも併せて今後検討していく必要があると。私ども、権限だけ地方に持ってくるということではなくて、財源あるいは国家公務員の人材の移譲といったことも含めて、制度論としてのきちんとしたものを検討してまいりたいと考えています。

谷口委員

最後に、この財源の問題はしっかり書き込んでいただくと、そこでやはり本気になってやっているかどうかの姿勢が表れてくると思いますので、是非、財源のところはしっかり検討していただいて、国への提言なりを書き込んでいただくことをお願いして私の質問を終わります。